

予算決算委員長報告

令和 6 年 9 月 24 日

去る 9 月 2 日に開議されました本会議において、予算決算委員会に付託された 7 件の令和 6 年度各会計補正予算及び 12 件の令和 5 年度各会計決算の認定について、審査を重ねた経過の主な部分と結果並びに令和 5 年度決算についての指摘事項及び審査意見の報告をいたします。

はじめに 9 月 3 日に開催された「前期全体会」では、「議第 103 号 令和 6 年度安来市一般会計補正予算（第 4 号）」について、執行部より歳入歳出の補足説明を受け審査を行いました。

「2 款 総務費」「電気需給契約最適化事業」について、委員より「一般財源のみの事業費 180 万円で、どの程度の効果を見込んでいるのか」との質問に対し、執行部からは「市有施設における高圧電力の需給契約について、様々な観点から、電力会社及び料金メニューの比較検討を行う。詳細は調査してみないとわからないが、電気料金の 3%から 20%、同規模自治体での試算として年間約 2,000 万円の削減効果を見込んでいる」との答弁でした。

「3 款 民生費」「保育人材確保対策事業」について、委員より「補助対象となる保育支援者の雇用について、資格や年齢制限はあるのか。また、採用、勤務時間や業務内容の決定は誰がするのか」との質問に対し、執行部からは「保育現場で片付けや寝具の準備などをする保育支援者の雇用について、資格は不要である。採用は、今回対象となる私立保育施設で決定し、採用における年齢制限は把握していないが、終日勤務されており、業務内容については、実績報告などにより把握することになる」との答弁でした。

また、委員より「今回の補正の背景として、すでに対象となる方がいるのか」との質問に対し、執行部からは、「今回対象の 2 つの私立保育施設のうち、1 つの施設では、4 月からすでに 1 名雇用されており、もう 1 つの施設では、10 月から 1 名雇用予定である。4 月から雇用されている 1 名については、補正予算成立の後、遡って補助することになる」との答弁でした。

「8 款 土木費」「高潮対策事業」について、委員より「国土交通省が設置した樋門を閉じることにより生じる対策であれば、国土交通省の責任において排水ポンプを購入すべきではないのか」との質問に対し、執行部からは「国土交通省が所有する排水ポンプは、市の災害対策本部の設置により、島根県を通じて、空きがあれば、市の負担により設置できる仕組みになっている。浸水対策として、この排水ポンプを待機してもらうことも可能だが、使用の有無にかかわらず市の負担が生じることになる。緊急時や予期せぬ場合でも配備できるように排水ポンプを購入するものである」との答弁でした。

続いて「議第 104 号」から「議第 106 号」までの「令和 6 年度各特別会計補正予算」及び「議第 107 号」から「議第 109 号」までの「令和 6 年度各企業会計補正予算」について、執行部より歳入歳出の補足説明を受け審査を行い、委員からは数件の確認がありましたが、いずれも今補正予算審議に影響する内容ではありませんでした。

議案総括審査では、委員からの質疑はなく、採決では、「議第 103 号」から「議第 109 号」の 7 件すべての議案について、全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、令和 5 年度決算審査に際し、代表監査委員の意見をお聞きし、委員からの質疑を求めましたが、ありませんでした。

次に、一般会計総括説明等を受け、委員からは数件の確認がありましたが、決算審査に影響する内容ではありませんでした。

次に9月9日に開催された「地域振興分科会」では、「6款 農林水産業費」「県営農業農村整備事業」について、委員より「資料に事業ごとの進捗率があるが、工事については順調なのか伺う」との質問に対し、執行部からは「進捗率は、あくまで総事業費に対して投入された予算から算出している。工期については一概には言えないが、島根県が地元の要望を聞き取り、必要に応じて計画変更しながら進めている」との答弁でした。

「認第10号 安来市水道事業会計決算の認定について」では、委員より「事業費に関する事項について、前年度に比べて修繕費と薬品費が上がっている理由を伺う」との質問に対し、執行部からは「修繕費は山佐浄水場の緩速ろ過池3池(ち)の更生を行ったために上昇している。薬品費は物価高騰により単価が上がったためである」との答弁でした。

次に9月11日に開催された「文教福祉分科会」では、「2款 総務費」「過誤納還付金」について、委員より「昨年度と比較し、件数が大きく増加している理由を伺う」との質問に対し、執行部からは「昨年度と比較し個人住民税の件数が大きく増加している。新型コロナウイルス感染症が収束し、過年分の申告をまとめてされ、還付が発生したことによる影響である」との答弁がありました。

「10款 教育費」「学校プール代替事業」について、委員より「市民プールは屋内施設なので冬場も利用可能と思うが、利用実態を伺う」との質問に対し、執行部からは「冬場は髪が乾かないまま学校に戻ると風邪をひく可能性やインフルエンザ等の感染症の流行が想定されるため、6月から9月までのところで組んでいる」との答弁がありました。

さらに委員より「年何回ぐらい利用されているのか伺う」との質問に対し、「各学校により多少出かける回数は異なるが、学習指導要領に概ね年間10時間とされているので、達成できるようにしている」との答弁がありました。

次に9月13日に開催された「総務企画分科会」では、「7款 商工費」「やすぎ刃物まつり事業」について、委員から、「市からの委託料以外に事業に要した経費はあるのか伺う」との質問に対し、執行部からは、「実行委員会の決算によると、収入は、市からの委託料のほか、寄付金、市内企業からの協賛金及び出展者からの出展料など934万円余。支出は、出演者への謝礼、遠方から参加される刃物業者への旅費の補助及び各種手数料など907万円余となっており、概ね900万円の事業規模である」との答弁でした。

また、委員から「開催時期を5月から10月、開催場所も和鋼博物館周辺と変更したが、来場者の方や関係者の反応を伺う」との質問に対し、執行部からは、「アンケートの結果から、開催時期については、『よかった』と回答された方が40%、『悪かった』と回答された方が20%。『どちらとも言えない』が40%であった。個別の意見としては、『運動会などと日程が重なるため、ゴールデンウィークの方がよい』という意見の一方、『ゴールデンウィークの時期に比べて、10月の方が車での移動が楽だった』『たたらの実演を見たいので、10月がよい』というような意見もあり、10月開催に肯定的な意見が多かった。開催場所については、『よかった』と回答された方が72%、『悪かった』と回答された方が6%。『どちらとも言えない』が22%であった。個別の意見としては、『たたら実演に感動した』『会場が集約されていてよかった。見やすかった』『鉄のことを知れる和鋼博物館の開催がよかった』という意見があり、会場変更についても好意的な意見が多くあったと考える。4年ぶりに開催した昨年祭りの祭りに、刃物の原材料のたたらについて、もう1度スポットを当てること、出雲国たたら風土記のゲートウェイとなる和鋼博物館を情報発信拠点にすること、この2つのコンセプトを追加して実施している。このコンセプトに照らし合わせても開催時期と会場の変更については、概ね、多くの方から賛同が得られたのではないかと考えている」との答

弁でした。

「13款 諸支出金」「基金費」について、委員から、「先日の代表監査委員の意見の中に、特定目的基金のうち、使用されていないものについて、今後整理することも検討してほしいとあったが、執行部の考えを伺う」との質問に対し、執行部からは、「当面の課題として、公共施設のマネジメントの推進と、地域振興として様々なハード事業を進める中で、ある程度財源を確保しなければならないと認識している。そのため、当初の目的を達成した基金については、ある程度整理をして、集約するような方向性が必要と考える。例えば公園緑地整備基金は、ふれあい公園の整備のための基金であるが、すでに事業は完了しているため、公園緑地整備基金として個別に管理しておく必要はないと考えている。一方、庁舎等整備基金や義務教育施設整備基金については、今後の需要に対して残高が若干頼りない状況と考えている。今後のソフト事業、ハード事業に対応できるような基金の整理統合をしていきたいと考えている」との答弁でした。

次に、9月19日に開催された「後期全体会」では、各分科会の委員長報告を行いました。委員からの質疑はありませんでした。

議案総括審査では、委員より「認第1号」、「認第2号」、「認第3号」、「認第4号」に対して反対である意思表示がありました。

採決では、「認第5号」、「認第6号」、「認第7号」、「認第8号」、「認第9号」、「認第10号」、「認第11号」、「認第12号」の8件は全会一致で執行部提出原案のとおり認定すべきものと決しました。

反対である旨の発言があった議案については、起立による採決を行い、「認第1号」、「認第2号」、「認第3号」、「認第4号」の4件は賛成多数により執行部提出原案の通り認定すべきものと決しました。

そして、後期全体会において委員長報告の作成について一任を受け、令和5年度決算審査を通じた最終的な指摘事項並びに審査意見をまとめました。

以下、指摘事項並びに審査意見を申し上げます。

1. 財政運営について

令和5年度の一般会計の決算の状況は、歳入総額273億7,100万円余で前年度比0.3%の減、歳出総額266億9,200万円余で前年度比0.2%の増となり形式収支は6億7,800万円余、実質収支は5億9,300万円余であった。財政指標では、地方債現在高比率、実質公債費比率、将来負担比率は前年度対比で改善がみられ、特に地方債現在高比率は健全エリアとされる200%以下に収まり、187.3%となった。基金現在高については52億100万円余で前年度と同水準となっている。

財政運営については、令和5年度も市債残高は278億円と前年より更に減少し、財政調整基金の取崩しは無く、3億円が積み立てされて13億2,900万円余となり、財政の健全化に向けた令和2年度からの取組みが継続されてきたことは評価できる。

今後、税収の減少が見込まれることから、更に財政健全化は着実に改善を図らなければならないが、市民サービスの維持・向上と新型コロナウイルス感染症の第5類移行に伴う市民の活力を生み出すための市民ニーズに合致した事業の展開、そして将来に向けた人口減少対策や少子高齢化対策への有効な事業も推進し、持続可能な財政基盤の構築に努めていきたい。

2. 市有財産の管理について

公共施設等総合管理計画の最終年度となる令和28年度の削減目標面積25%に対する取

組みが推進されており、令和3年度に設置された「安来市公共施設利活用推進会議」による議論を中心として、老朽化対策や効率的な運営方法の検討、民間事業者との連携など、より一層、計画目標の達成に向けて施設総量の削減、適正化を推進いただきたい。

3. 収入未済額について

健全な財政運営には、自主財源である税収の確保と、税負担の公平性の確保が不可欠である。物価高騰など市民を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、収納率の向上と収入未済額の減額に向けて推進され、引き続き市税、国保税の滞納が減少するよう努められたい。

4. 病院事業について

救急搬送応需率の向上と在宅医療の推進に加え、光熱費の抑制など物価高騰にも対応しながら3年連続して経常利益が黒字となったことは、経営の健全化に努められた結果であり評価できる。しかし、医師・医療従事者の確保や施設・設備の老朽化などの課題もあることから、病院改革プランに基づき病院経営基盤の強化に一層努められたい。また、本市の医療提供体制の速やかな確立に向けて努められたい。

社会情勢や経済が変動を続ける中、財政も厳しい状況が続くと想定されますが、本市の将来を見据えた行財政運営に努められるよう要請し、予算決算委員長報告といたします。